豊田市長 太田 稔彦 様

高橋地域会議 会長 竹下 鉄夫

答 申 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 都市部住民が森林に足を運ぶ事業の実施

都市部住民が森林に足を運ぶ機会を増やすために以下のような事業の実施を提案する。

子ども向け森林授業の実施

キャンプ研修や課外授業などのなかで森林に関する授業を市の事業として実施する。森林授業は、子どもたちが実際に森林に足を運び、目で見て体感することが重要である。旭高原元気村にある「水源の森」を子どもが課外授業で必ず行く六所山(総合野外センター)にもつくれば、森林授業を実施しやすくなる。豊田市全体の視点からみた森林の課題について、森づくりに熱意を持って取り組んでいる人(森林課職員など)が説明し、子どもたち自身が森林について考える機会を増やしていく。

自転車コースの整備

林道整備を兼ねた自転車コースをつくり、都市部住民が森林に足を運ぶ機会をつくり、そこでお金も使ってもらう。良いコースを作ればSNS等で拡散され、より多くの集客が望める上に世界大会の開催も可能になる。

森林オーナー制度の導入

都市部住民に一定の金額を払って森林のオーナーになってもらい、森林づくりに関心をもってもらう。森林オーナーになったら間伐などの森林整備をしつつ、森林浴や山の幸を栽培するなど楽しみながら森林づくりを体験してもらう機会になると考える。ふるさと納税の返礼にするなど P R 方法を工夫すれば、他市の都市部住民を巻き込むことができる。

2 間伐材等木材製品への補助金制度の導入

木材製品に補助金を出すことで、木材製品が市場に流通し、都市部住民が木材製品を手にする機会が増える。製品に「これは森林保全のための間伐材から作られています」と記載することで、多くの都市部住民が森林保全の重要性を知ることができ、理解を深めるきっかけとなると考える。また、林業に携わる人の所得確保につながり、林業者の生活や後継者の育成の一助になると考える。